

国立国語研究所危機管理規程

令和4年10月12日

国語研規程第101号

改正 令和5年 5月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、「人間文化研究機構における危機管理体制の整備について」(平成19年3月27日機構長決定)第3項に基づき、国立国語研究所(以下「研究所」という。)における危機管理体制の確立に際し、必要な事項を定めるものとする。

(危機管理の基本方針)

第2条 研究所における危機管理の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危機の未然防止に努める。
- (2) 研究所関係者の生命及び身体の安全確保を最優先とする。
- (3) 研究所の財産の保護に努める。
- (4) 研究所における研究及び事業の継続又は速やかな再開に努める。
- (5) 関係機関との連携協力及び情報公開に努める。

(定義)

第3条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 危機 自然災害、火災及び重篤な感染症の発生その他の重大な事件又は事故により、研究所関係者の生命若しくは身体又は研究所の財産、名誉若しくは業務の継続に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。
- (2) 危機管理 危機の原因と状況を把握・予知・分析するとともに、当該危機によってもたらされる事態を想定し、被害を回避又は最小限に抑制するため、組織的に対応することをいう。
- (3) 部局 研究系、センター、室及び管理部各課・室をいう。

(危機管理のための管理体制・情報伝達)

第4条 研究所に、危機管理責任者及び危機管理者を置く。危機管理責任者は管理部長をもって充て、危機管理者は総務課長をもって充てる。

なお、研究所の管理体制は別表第1のとおりとし、情報の伝達経路等は別紙「国立国語研究所における危機管理体制(情報伝達システムの概念図)」(以下「概念図」という。)のとおりとする。

(危機管理対応の基本)

第5条 研究所の危機管理の対応については、次のとおりとする。

- (1) 第一発見者及び緊急事態発生連絡を受けたものは、「概念図」に則り、迅速に連絡を行うこと。
- (2) 研究系・センター内の連絡は、研究主幹・センター長の指示により、各々の緊急連絡網に従い迅速に行うこと。

(危機レベルの設定)

第6条 所長と危機管理責任者は、研究所において発生し、又は発生するおそれがある危機について、危機の状況及び対応の態勢に応じて、別表第2の区分(以下「危機レベル」という。)のいずれかに決定するものとする。

- 2 所長は、危機の状況の推移等に応じて必要があるときは、前項により決定した危機レベルの変更を行うものとする。

(危機管理委員会)

第7条 研究所に危機管理に関する重要事項を審議するため、危機管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会の設置及び運営については、別に定める。

(危機対策本部の設置等)

第8条 所長は、「危機レベル」をレベル3に決定したときは、速やかに危機対策本部(以下「対策本部」という。)を設置するものとする。対策本部は、所長、副所長、研究主幹、センター長、管理部長、管理部課長及び室長で編成し、所長が本部長となり、副本部長は副所長及び管理部長をもってあてる。

- 2 危機対策本部長が不在又は事故のある場合は、別表第3に定める代理者が職務を代行する。
- 3 対策本部の解散は、危機の状況に応じて所長が決定する。
- 4 大地震等の重大な災害発生時は、危機対策本部に代わって「国立国語研究所防火・防災管理規程」に定める非常災害対策本部を設置する。

(非常時参集要員)

第9条 軽微の危機への対策として、非常時参集要員を設定するものとし、非常時参集要員とは、管理部長、管理部課長及び室長をもってあてる。

ただし、居住の関係で6km以内に在住していない場合は、代理を立てるものとする。

(事後措置)

第10条 所長は、危機の収束後、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 危機により生じた研究所関係者の不安の解消及び安心の回復に努めること。
- (2) 研究所内の施設及びライフラインに被害が生じた場合は、関係機関等と連携し、早急な復旧に努めること。
- (3) 教育研究及び事業の安定化に努めること。
- (4) 社会的責任を果たすため、情報公開に努めること。
- (5) 発生した危機の対応状況を検証し、再発防止措置を講じること。
- (6) 危機の対応に関する記録の総括を行うこと。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、所長が必要と認めること。

(緊急連絡網の管理)

第11条 緊急連絡網の管理は次項のとおりとし、常に最新の状態とする。

- (1) 研究系・センターの緊急連絡網
研究主幹・センター長の責任のもと、適切に管理すること。
- (2) 室・管理部の緊急連絡網
管理部長及び室長及び各課長の責任のもと、適切に管理すること

(雑則)

第12条 防火及び防災の管理その他この規程の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

1. この規程は、令和4年10月12日から施行する。
2. この規程の制定に伴い「国立国語研究所における危機管理体制の整備に関する申合せ」(平成22年4月7日所長裁定)は廃止する。

附 則

この規程は、令和5年5月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第 1

具体的例	担当委員会（事務所掌）	関係規程
火災	施設・防災委員会 （財務課）	「国立国語研究所防火・防災管理規程」 「防災マニュアル」
洪水		
地震		
その他、自然災害		
事件・事故	危機管理委員会 （総務課）	「国立国語研究所危機管理規程」
情報漏洩	情報セキュリティ委員会 （業務支援室）	「国立国語研究所情報セキュリティ規程」 「国立国語研究所情報セキュリティインシ デント対応手順書」
ハラスメント	ハラスメント防止委員会 （総務課）	「国立国語研究所ハラスメントの防止等に 関する規程」 「危機管理（ハラスメント）フロー図」
研究不正等	研究倫理委員会 （研究推進課）	「国立国語研究所研究倫理指針」 「人を対象とする研究に関する研究倫理審 査申請書作成の手引き」

別表第 2

区分	危機の状況	対応の態勢・関係規程
レベル 1	研究所関係者への影響が 小さく、経常の体制で対 応できる災害、事故等	非常時参集要員が確認し、危機管理責任者へ 連絡し、関係する部局において対応するもの 各委員会のマニュアルを参照（無い場合は、 本規程を準用）
レベル 2	研究所関係者への影響が あり、その範囲が複数部局 にわたる災害、事故等	
レベル 3	研究所関係者への影響が 非常に大きく、その範囲が 全所にわたる甚大な災害、 事故等	危機対策本部（災害に対しては、非常災害対 策本部）が中心となって全所的に対応するも の 研究所の事業継続に中長期に渡り影響を及 ぼしうる場合、「事業継続計画（BCP）」を 参照 各委員会のマニュアルを参照（無い場合は、 本規程を準用）

別表第 3

順位	代理者となる者
第 1 順位	副所長（研究教育・国際連携・危機管理担当）
第 2 順位	副所長（所外連携・社会連携担当）
第 3 順位	管理部長